

に置いておけば、カゼ、腹痛、頭痛など緊急の場合、医者や薬局へ走らなくても、すばやく服用することによって治すことができる。配置薬は服用した分だけの代金をもらい、また新しい薬を置いてくる。このような社会奉仕的なことを我々はやっておる」と理解を求めたのであった（前掲『薬日新聞』、昭和六年一月一日付）。

5 売薬の経済統制

正価販売

一九三七年（昭和一二）七月の日中戦争勃発以降、国民生活全般にわたって、しだいに統制色が強まっていく。売薬業界にあっては、まず正価販売と深いかわりをもつ進物の制限がみられた。ついで一九三八年（昭和一三）八月、商工省令は露天商以外の商品は正札を貼付し、正価販売をおこなうよう指示している。

当時、増田兄弟商会では同商会と直接取引をおこなう販売員を以て「鯛印製薬会」を組織し、鯛印以外の薬は売らせないようにしていたが、正価販売の件でさっそく緊急役員会を開くことにしている。一九三八年（一〇）月一日増田兄弟商会本社内で開催する旨の通知を、九月二七日付で鯛印製薬会会長名で出している（増田製薬株式会社蔵）。

緊急役員会開催之件

……陳者曩ニ商工省令改正せられ、惣べての商品は正価販売すべき事と相成居り候へども、特別の事情有るものは地方長官に於て除外せられ、各府県に於ては我が配置売薬は特別の事情あるものと認められて殆んど除外せられ居り候処、最近商工省当局は其の除外を認めざる旨の指令を発せられ候次第、従て全国的に正価販売（即ち実際の販売価格の表記を必要と致し候）を實行せねばならぬ

事と相成申候

就いては之が実行方法に付て、左記の通り緊急役員協議会開催仕り、対策御協議申上度候間、何卒万障御繰合せ是非御出席相成度候、此段及御通知候也

一九三八年（昭和一三）一〇月一日付の『奈良新聞』には、『薬九層倍』解消に断然定価販売を実行、「一ヶ年の猶予をへて、実行か」と報じられた。さらに実行のあかつきには、「久しい慣習となっていた歩引は絶対行はれず、一面業者も従来の関係から現在定価を歩引に近い値下げを行ふことになるが、組合では新定価表示を実行するとも売上げ高には影響せぬものと樂觀している」とのコメントがつけ加えられている。同年一〇月奈良で開催の全国配置売薬業団体代表者会議で、「正価ハ旧定価ノ三割引ヲ以テ標準ト定メ、最低五割引ヲ下ラサルコト」と正価標準の決定方法を決議している。また付帯決議として、「国策に順応スルタメ出来得ル限り正価ノ低額ニ努ムルコト」を申し合わせるとともに、「正価表示方法ニ関スル件」「正価販売ヲ需要家大衆ニ徹底セシムルノ件」「正価販売励行並取締ニ関スル件」「進物ニ関スル件」についても一定の基本方針を打ち出している（前掲『昭和一三年度』（業務成績報告書））。

大和売薬も、いよいよ正札取引の時代となったのであるが、斯業の特殊性から正価貼付には多大の費用と時間が予想された。そこで、この点については、右の代表者会議に先立ち、つぎの申し合せをしたらしい（『奈良新聞』、昭和一三年一〇月二五日付）。

- 一 昭和一三年七月一四日以前に配置済みの売薬について、昭和一四年七月一四日までに正価表示に訂正を行ふ
- 一 現在配置行商中の者は、昭和一三年一二月末までに正価表示に訂正を行ふ
- 一 業者は現在被包の既製品多数を有しているので、それを昭和一四年七月一四日までに限り使用し、証紙前期間内に訂正す

これによると、その期間はケースによって異なるが、一定期間正価貼付の猶予が認められたことは明らかである。ただし改正定価表の貼付についてであり、新聞広告などによって正価の周知徹底をはかったことには変りがない。一

九三八年度の「鯛印薬業会総会決議事項報告書」でも、正価販売励行について、「国策ニ順応シテ本店ノ指示ニ基キ之ヲ励行スル事」と記されている（『奈良県薬業史』資料編 四二九頁）。

当時、売薬業界は原料の輸入杜絶で苦悩していた。このため原料暴騰によって製品の値上げにつながったが、増田兄弟商会では、鯛印薬業会会員に対し、つぎのような措置を講じている（同上、四三二頁）。

御取引に就て特に御願

- 一 現下の状態では原材料材料品は極度の払底を来たし、価格は暴騰し且つ取引は殆んど現金又は前金となりまして、資金運用上従来の如き御取引方法にては経営困難に陥り、円滑なる御取引が期せられませんので、此際精々御入金を御早く願ひ度く、而して今後は相成るべく現金御取引に願ひ度く存じます
 - 二 御注文の発送又は御引渡は御注文受附日順に依りて御渡し申上げますから、御注文は成るべく御早く御差出し願ひます
 - 三 大口御注文は一度に整ひ兼ねます場合がありますので、息むを得ず数回に分ちて御送り致す事があります、殊に御急ぎのときは客車便又は郵便小包便を利用致しますから、運賃と荷造費の嵩む点と多少の延着は此の場合特に御了承願ひます
 - 四 御原価に付ては原材料品が時々刻々に相場の変動がありますので、当分従来の如き日時を要する御協定は出来兼ねますので、御引渡し当時の時価に依りて御勘定を願ふ事に致しますから御了承願ひます
 - 五 従来北海道及樺太地方の御取引を除きて交付して居りました奨励金は、当分の内、之を撤廃し且つメンサリ及特殊製剤並に印刷物其他付属品に対しては、奨励金と謝恩金の交付を当分の内撤廃させて頂き度く存じますから御承認願ひます
- 右御迷惑御不満の点多々これあります事と存じますが、弊舗の苦衷を御諒察承認下さいまして相変らず御引立御愛顧の程伏して御願ひ申上ります

昭和十四年九月十五日

殿

増田兄弟商会

奈良縣報

號 外 昭和十五年七月十二日 金曜日

○ 告 示

○ 告 示

品名	単位	卸売価格	小売価格
亜鉛華澱粉	紙箱	五〇〇瓦	〇・六三
同	同	二五〇瓦	〇・三七
同	袋	五〇〇瓦	〇・六二
同	同	五〇〇瓦	〇・七七
アスピリン	紙箱	五〇〇瓦	三・九六
同	同	同	四・八二

価格等統制令による医薬品最高販売価格

一九三九年(昭和一四)一〇月、価格等統制令が出された。物品の最高価格を凍結し、これを超えた商行為が禁止されたのである。いわゆる「九・一八ストップ令」であり、販売業者には「マル停マーク」の表示義務があった。いうまでもなく製品の値上がりを禁止することにねらいがあったが、すでに物価が上昇している以上、ヤミ価格の横行となったという。卸売りおよび小売りの最高販売価格は、経済の実態に合わせてしばしば改訂

された。

一九四〇年(昭和一五)七月、奈良県告示で多数の医薬品の最高販売価格指定がおこなわれた(同上、三八二頁)。翌年六月には洋薬についても最高販売価格指定をみた。一部を抄録すると、つぎのとおりである(『奈良県報』号外、昭和一六年六月一日)。

告 示

洋 薬

奈良県告示第三百十七号
 昭和十四年勅令第七百三三号価格等統制令第七条ノ規定ニ依リ
 最高販売価格ヲ左ノ通指定ス
 昭和十六年六月十一日
 奈良県知事 山内 逸造

品名	容器	単位	卸売価格	小売価格
亜鉛華澱粉	紙箱	五〇〇瓦	〇・六三	〇・七八
同	同	二五〇瓦	〇・三七	〇・四七
同	袋	五〇〇瓦	〇・六二	〇・七七
アスピリン	紙箱	五〇〇瓦	三・九六	四・八二

同	同	二五瓦	〇・五六	〇・六九
黄蜀葵シロップ	同	五〇〇瓦	〇・五〇	〇・六四
黄色ヨード汞	同	五〇〇瓦	一六・三〇	一八・七四
同	同	二五瓦	〇・九三	一・一六
オキシシアン	同	五〇〇瓦	二〇・七二	二三・八二
水銀	同	二五〇瓦	一〇・六二	一二・二一
同	同	二五瓦	一・一六	一・四四
同	同	五〇〇瓦	〇・四七	〇・六〇
オキシドール	同	一〇〇瓦	〇・一八	〇・二五
同	同	一瓦	〇・七七	〇・九四
1 本表価格ハ売主ノ店先渡又ハ倉庫渡価格トス			(以下略)	
2 本表ニ掲グル品目中日本薬局方ニ記載スル所ノモノハ				
其ノ性状、品質、該局方ノ所定ニ適合スルモノトス				
3 本表価格ニハ容器代ヲ含ムモノトス				
4 本表価格ハ昭和十六年六月三十日迄結晶重炭酸ソーダ				
ニハ之ヲ適用セズ				
5 本表価格ハ昭和十六年六月三十日迄左ノ発売会社ノ品				
目ニハ之ヲ適用セズ				

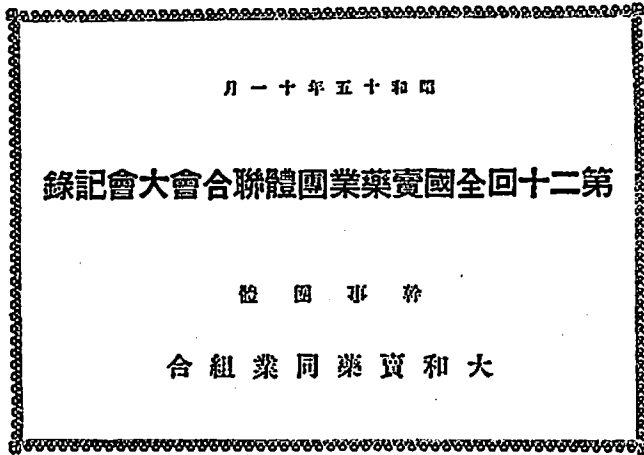
薬品名	発売会社	該当薬局方名
バイエル ピラミドン	バイエル薬品 合名会社	アミノピリン
オポピリン	三共株式会社	アスピリン
幡印特製 アスピリン	株式会社 小西新兵衛商店	同
特製 アスピリン	国華製薬 株式会社	同
同	株式会社 富谷製薬所	同
特製山川 アスピリン	山川製薬 株式会社	同
シオノ アスピリン	株式会社 塩野義商店	同
特製ツル アスピリン	株式会社 田辺五兵衛商店	同
赤函 アスピリン	株式会社 日本薬品洋行	同
青函 アスピリン	同	同
武田 アスピリン	株式会社 武田長兵衛商店	同
大京 アスピリン	大京製薬 株式会社	同
バイエル アスピリン	バイエル薬品 合名会社	同
ツル印特製ア セトアニリド	株式会社 田辺五兵衛商店	アセト アニリド
特製アンチ ヘプリン	東洋製薬貿易 株式会社	同

パンカイン	万有製薬株式会社	塩酸 プロカイン	大京生理 食塩水	大京製薬 株式会社	生理食塩水
ノボカイン	バイエル薬品 合名会社	同	コメツト ジアスターゼ	株式会社 黒田薬品商会	ジアスターゼ
ネオカイン	株式会社 塩野義商店	同	ツルヂアス ターゼ	株式会社 田辺五兵衛商店	同
チオコール 「ロシユ」	日本ロシユ 株式会社	同	Sヂアス ターゼ	同	同
特製クレゾール 石鹼液	三共株式会社	同	柏木 ヂアスターゼ	株式会社 日本薬品洋行	同
ライオン印特 製サリチル酸	株式会社 田辺五兵衛商店	同	模範 ヂアスターゼ	株式会社 黒田薬品商会	同
サギ印特製 サリチル酸	株式会社 武田長兵衛商店	同	リゾホルム	吉万商店	ホルマリン 石鹼液
バイエル サリチル酸	同	同	大京 リンゲル氏液	大京製薬 株式会社	リンゲル液
鱗片状特製サ リチル酸ソー ダ	同	同	大京 ロツク氏液	同	ロツク液

戦時下の売薬業

前述のように、一九四〇年前後には医薬品の最高販売価格指定がおこなわれるなど、売薬業にも統制の波が押し寄せてくるが、いましばらく戦時下の大和売薬業の様相をうかがっておこう。

一九三八年（昭和一三）二月、鯛印製薬会では、時局に鑑み、宣伝方法について討議している。北海道地方については『小樽新聞』と『北海タイムス』の二社への新聞広告が効果的であること、内地（本土）については配置区域が散在しているため新聞広告は断念し、適当な宣伝用小冊子をつくることなどを決議した（『奈良県製薬史』資料編、四二三頁）。また同年の増



第20回全国売薬業団体連合会大会記念誌

翌年一月の第二〇回全国売薬業団体連合会大会は奈良県で開催されたが、幹事団体代表として中島太兵衛は挨拶の一節で、「今や世局の激変によりまして旧体の維持は困難にして経営上幾多改革を講ずべき点が少なしとせないのであります、即ち無駄を省きますることは勿論、進んで共同の力を以て生産の合理化、販売機能の組織化を図らなければならぬと思ふのであります」(同上、五)と業界の問題点を指摘している。この大会では、つぎのように「薬業報
国」を高らかに宣言したのである(同上、五)。

宣言

紀元二千六百年ノ光輝アル佳歳ニ方リ、肇国未曾有ノ国難ニ際会スルノ秋、内一億一心以テ高度国防国家ヲ樹立シテ大東亞共栄國ノ確立ヲ期シ、外友邦ト力ヲ協セテ世界新秩序ノ創造ニ邁進シツ、アリ、即チ是レ大政翼賛運動發足シ、新体制ノ高唱セラレ、所以ニシテ、須ク吾人等ハ滅私奉公公益優先ノ意志ヲ高メ、以テ国家隆盛ノ原基タル国民保健衛生ノ完璧ヲ計リ、以テ薬業報告ノ誠ヲ捧ゲ、非常時艱ノ克服ニ奮進センコトヲ期ス
右宣言ス

昭和十五年十一月二十八日

全国売薬業団体連合会

また富山県提出の売薬新体制問題(一県一社一戸一袋)について議論を呼んだが、大和代表の増田弥内は、当県では大和売薬統制審議会を設置し、時局対策を研究中である旨を述べるとともに、富山案には賛成できないと熱弁をふるっ

たのである。その理由は、大和の特殊事情にあると指摘した(同上五三二)。

……尚大和売薬の業態として、その特異性の概要を申し上げたいのであります、生産部門の観点を考察致します場合は、生産の大部分が九割五分迄が、家内の工業であること、従業者は経済的に、活用し得る利便あること、即ち老人、子供、婦女子が従業者の大部分を占めてをり、製剤家の点在によつて比較的求め易い状態であります、家内工業的なるが故に、生産費を低廉ならしめること、製剤家の分散点在は近隣相互を援護救済し、即ち経済的寄与に資し得ること、急激なる強制的処置は、我国の特有なる家族制度と、経済界の伝統破壊を惹き起す虞れがあること、尚次に販売部門の観点から二、三申し上げたいと思ひます、(「簡單々々」と呼ぶ者あり)もう暫らく御聴取り願ひます、販売員、即ち行商人は農閑期、或は自己の用務の閑散期を活用して、販売に携はるもの尠くありませんので、人的資源の活用上、或は経済更生上に裨益する所甚大であること、時局下人的資源の減少に対し、既に或る程度の人員は減少し、訪問回数の上延べ、又は一年二回商を一回商とし、或は自治的に得意先の引上整理を順次実行しつつあること、配置薬数量は製造減に対応し、可成的最少限度、即ち需要数量程度に止め、従前の如き無駄置きは著しく削減せられつつあること、等であります、以上申述べました事情に依りまして、富山の業態と大いに異つて居りまして、富山案と同一体制下に即応することは致し兼ねる次第であります、従つて本案は各団体に於かれても、種々実情を異にする点があることと思はれますから、各団体に於て各々適当なる方策を研究して、国家目的たる経済新体制に即応し、以て薬業報國に貢献すべきであると思ひます、この点よろしく御判断願ひ度いと存じます、(「同感々々」と呼ぶ者あり、拍手)

この年九月、大津市で開催の全国配置売薬業団体連合会総会でも、とうぜん売薬新体制について討議され、他方時局に鑑み、同様の宣言をおこなっている。すなわち、「興亜聖業達成ノ為メ全国配置売薬業者ハ国家ノ現状ニ鑑ミ万難ヲ排シ鋭意業態ノ刷新ト整備ヲ図リ、以テ薬業報告ニ邁進シ一億国民ノ希求シテ止マザル国家新体制ノ確立ニ全幅ノ協力ヲ致サンコトヲ期ス」と。ちなみに、一九四〇年度(昭和一五)の大和売薬同業組合員数(営業別)は、売薬製

造営業三五三人、売薬請売並製造業二二七人、売薬請売営業六六七人、計一二四七人である。総計では前年度を若干上回っていた(前掲『昭和一五年』
『度業務成績報告書』)。

一九四一(昭和一六)年九月、第四回大和売薬統制審議会が開催された。(一)方剂方名の整理の件、(二)容器、大袋、被包、中能等規格統一の件、(三)企業合同の件、(四)共同調剤の件、(五)国産代用原料を以て模範売薬の研究機関設置の件、(六)標準処方売薬の研究などが討議されている(『奈良県薬業史』資料
編、五三九～五四〇頁)。詳細は、小委員会をつくって調査研究を行うことになったが、企業整備に向っての業界の取り組みの一端を読みとれよう。小委員会は、(一)売薬容器、大袋、能書等規格統一促進委員会(委員二三人)、(二)共同調剤並に企業合同委員会(委員一九人)、(三)国産代用原料による模範処方並に標準処方売薬研究委員会(委員二三人)の三つであった(前掲『昭和一六年』
『度業務成績報告書』)。

この前後、全国薬業各種団体の大政翼賛機関として薬事奉公会が創設された。創立総会が開かれたのは、一九四一年三月のことで、加入申込団体は一四七に達したという(『奈良県薬業史』資料
料編、五三九頁)。この年には、さらに統制下原材料が配給制度となり、その購入が現金制度に改められたので、大和売薬業本舗会・大和売薬親和会では「……就キマシテハ従前ノ店則ヲ活用致シマシテ、爾今取引制度ハ凡テ旧体的ナル延取引ハ之ヲ廃シ、一切現金取引ノ絶対励行ニツトメ」と現金取引の励行を徹底させた(同上、四〇頁)。

大和売薬工業 組合の設立

工業組合結成の動きは、一九三八年(昭和一三)ごろから具体化してくるが、すでに一九三六年ごろ奈良県が売薬業の工組結成を勧奨していたことは、前に述べたとおりである。時局下大和売薬

の更生策として行きつくところは業者の大同団結であるといえよう。工業組合の新機構で不振の業態を一気に挽回しようとしたのである。前述したように、実は一九三九年(昭和一四)一〇月の全国売薬業団体連合会大会でも、富山

県から積極的な提案があつて、傘下団体は速かに工業組合、商業組合を組織するよう決議されている。

当時、県内には大和売薬同業組合と奈良県薬業同業組合の二つの統制機関があつたが、これらに代わる強力な統制機関として、一九三九年八月大和売薬工業組合の創立総会が開催されたのである。売薬は県内の重要物産であるが、製法製品は旧態依然、配置をめぐる競争も同様、需要は減少という、いわば時代に取り残されて推移してきた面があり、他方統制経済の進展にともなつて原材料の入手難に直面していた。懸案の工業組合の設立認可申請は、同年九月のことである。大和売薬同業組合長中嶋太兵衛が発起人代表となり、一月に許可を得たようである。工業組合は県内一円の売薬業者を組合員とするもので、該当者三八〇人のうち三一〇人の同意者があつたという。共同注文の引き受け、価格協定、取引先の指定とともに共同製薬そのほかの共同設備の完備、製品販売ならびに経営に必要な物資の供給、営業の指導研究にあたるなど業界の統制ある発展をはかろうとしたのである。〔大阪朝日新聞〕奈良版、昭和十四年一月七日付、〔奈良新聞〕、同年同月同日付、前掲「昭和十四年度業務成」。大和売薬工業組合は、経済統制下、まず各組合員に対し原材料の供給事業を開始した。「漢薬原料ハ日本生薬統制会社ヨリ奈良県売薬卸商業組合ヲ経テ、又荷造用釘ニ付テハ奈良県線材料配給協議会ヨリ配給ヲ受ケ、何レモ組合員ニ供給セリ、然シテ此等割当基準ニ付テハ製産実績（昭和十三年生産価格）ニ五割、出資口数ニ三割、申込数ニ二割ヲ按分シテ各組合員ノ割当数ヲ定メ、更ニ理事会ニ於テ組合員ノ申込数ノ正否及割当数ニ付キ、審議決定ノ上、各組合員ニ通知シ所定ノ日時ニ本組合ヨリ配給」したという。〔大和売薬工業組合〕昭和十四年度大和売薬工業組合事業報告書、奈良県製薬協同組合蔵。一九四〇年六月には、商工大臣宛に共同設備費補助申請をおこなっている。創設日の浅い、工業組合には大した設備がなく、主に「生薬」のまま配給される状態であり、製粉末も葛城山麓にある民間工場に委ね、また製丸・製錠等も少数の自家設備をもつ者以外は北葛城郡高田町の奈良県立売薬試験場で委託加工するにとどまっていたからである。加工品の統一をはかり、

経済的にも有利な南葛城郡御所町へ共同施設の設置を要望したのである（『共同設備補助申請書類』、奈良県製薬協同組合蔵）。

この年一二月には、奈良・富山・滋賀・岡山・徳島の五県組合をブロックとする売薬工業組合連合会結成の協議会が開催され、日本配置売薬工業組合連合会を創設することを満場一致で決定した（『奈良新聞』、昭和一四年二月一五日付）。年があけて二月、富山・滋賀・岡山・佐賀・香川の代表者に、本県からは大和売薬工業組合中嶋太兵衛理事長、岡村一雄副理事長、南才次郎専務理事、増田弥内理事、さらに厚生省技師、県商工、衛生課長らと交えて創立委員会を開催したのである。同業者間の連絡、斯業の改良発達や原料の入手、製品販売など多方面にわたって討議がおこなわれ、同連合会の設立を決定したわけである（『大阪朝日新聞』奈良版、昭和一五年二月一八日付）。なお奈良県内の二つの組合も、一九四〇年三月「事務ノ統一ト経費節減ノ趣旨」により奈良県売薬同業組合連合会を設置した（前掲『昭和一四年』、『産業務成績報告書』）。

奈良県では、大和売薬統制審議会を設けて自主的整理統合をすすめていたが、一九四二年（昭和一七）一月厚生省から売薬営業整備要綱案の提示があり、四月に入ると奈良県警察部長から業者中五〇人余の大和売薬営業整備委員の委嘱がおこなわれた。こうして工業組合を中心に整備委員会を開催して整備計画を具体化していくことになる（前掲『昭和一六年度業務成績報告書』）。

一九四一年一月ごろには、共同製剤への第一歩を踏み出し、試験的に組合研究員の手で清涼剤、実母散の製薬をおこなったようである。大和売薬新体制として、従来の家庭操薬から共同製剤へということである。さらに胃腸薬、漢薬なども研究調剤することにしたというが、やはり不安感をもつ業者も少なくなかった（『朝日新聞』奈良版、昭和一六年二月二〇日付）。

一九四三年六月、大和売薬同業組合は解散を決議するが、その経緯は組長の挨拶状によると、「曩ニ生産業者ヲ以テ大和売薬工業組合ヲ組織シ、最近販売業者ヲ以テ奈良県配置売薬商業組合ヲ設立シ、何レモ着々機能ヲ發揮シテ国

家ノ要請ニ即応致居候」(増田製薬株式會社藏)ということである。同業組合の事業は、工組、商組の二つの組合に移行されたわけである。

6 海外売薬の消長

満蒙輸出組 一九三一年(昭和六)の「満州事変」勃発以来、わが国の大陸への侵略が顕著になった。大和売薬業合の設立 界では、一九三三ごろから同方面への販路拡大に着手した。奈良県議員奥村正信は、同地視察

の結果、「大和売薬の満州国進出は頗る有望」と語った。当時の新聞報道によると、「大和売薬の不振を打開する新販路として満州国は好個の土地である、同地の医療機関は都市集中となつて居り、支那方面の如きは僅に漢方薬をもつて事を促している現状であり」という。試験的にトランク一ぱい持って行つた売薬は宣伝効果がきわめて大きかつたらしい。「満州国協和会」に大和売薬五万円(定価額)を寄贈した(「奈良新聞」、昭和八年八月二十五日付)。

一九三三年(昭和八)八月、「満州」市場進出のため、奥村正信・梶谷益次郎・増田弥内の三人は大和売薬満蒙輸出組合の設立発起届を奈良県に提出した。その計画は、つぎのようであつた(「大阪朝日新聞」奈良版、昭和八年八月二十八日付)。

同組合は県内の満州国売薬輸出業者をもつて組織し、出資金は一口五百円(第一回払込二百円)総額十万円とし、設立後直ちに着手する事業としては奉天市千代田通りに海外機関に出張所および付属倉庫を設置し、組合員取扱商品の委託並に買取輸出、通関手続代行、取引の仲介等輸出幹施および海外市場調査、販路開拓宣伝輸出、視察員の派遣、見本市博覧会の参加等を行ひ、漸次充実すべき事業としては保管運搬選別、包装荷造等共同設備、ハルビン、チ、ハル、新京等に海外出張所を増設あるひは輸出検査の実